

○職務に専念する義務の特例に関する条例

（昭和四十年三月十日）
条例第五号

改正 昭和四三年二月 三日条例第一号

（目的）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に
関し、規定することを目的とする。

（職務に専念する義務の免除）

第二条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ管理者又はその委任をうけた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- 一 研修をうける場合
- 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 三 その他管理者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年十一月一日から

適用する。

附 則（昭和四三年条例第一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十二月十四日より適用する。